

京都市の放課後ほっと広場

令和 6 年 1 2 月

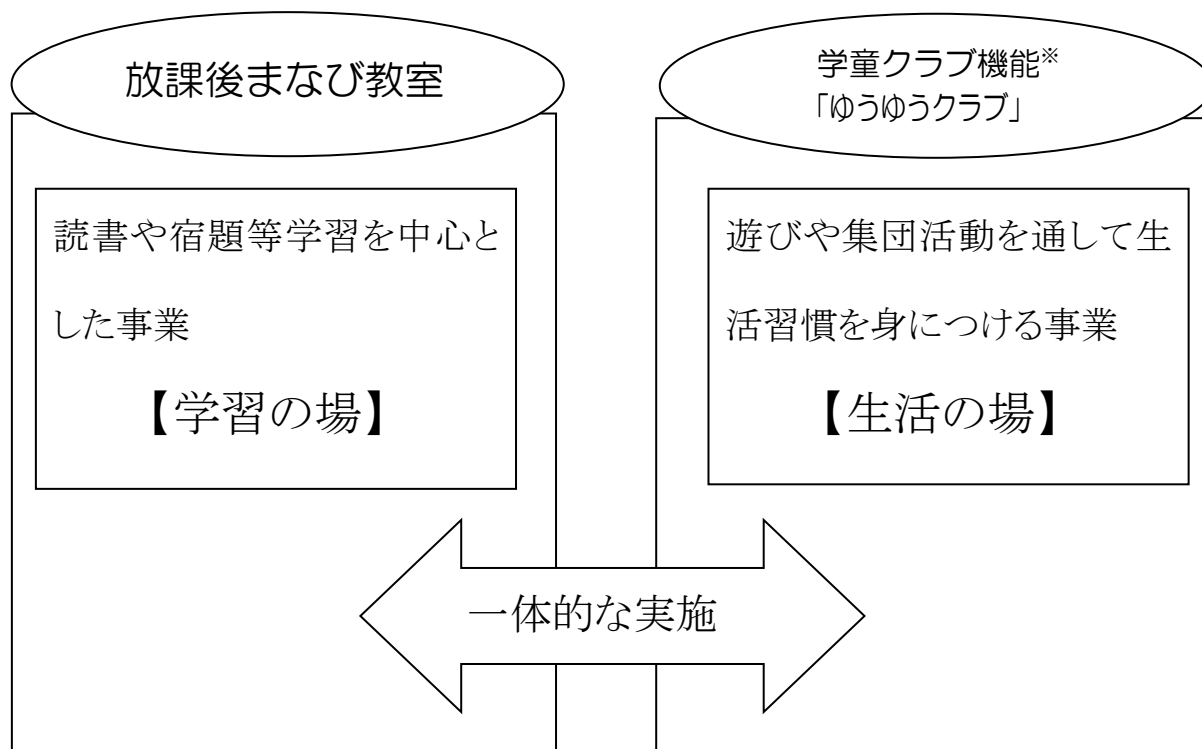
京都市子ども若者はぐくみ局



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を
支援しています。

1. 放課後ほっと広場とは？

放課後ほっと広場



安心・安全な放課後の居場所

※ 学童クラブ機能

小学校の昼間留守家庭児童を、放課後安全に保護し、かつ、健やかに育成するために実施するものです。

放課後ほっと広場における学童クラブ機能の愛称を「ゆうゆうクラブ」としています。

2. 対象児童は？

- ★ 放課後まなび教室 1年生～6年生
- ★ ゆうゆうクラブ 1年生～6年生(昼間留守家庭児童)

3. 登録パターンは？

★ 放課後まなび教室のみ登録

放課後まなび教室終了 ⇨ 帰宅

★ 放課後まなび教室とゆうゆうクラブの登録

放課後まなび教室終了※ ⇨ ゆうゆうクラブ
(午後6時30分まで)

※ 土曜日や長期休業期間中など、放課後まなび教室の実施がない場合は、ゆうゆうクラブのみ御利用いただきます。

★ ゆうゆうクラブのみ登録

放課後 ⇨ ゆうゆうクラブ
(午後6時30分まで)

放課後ほっと広場は、放課後の子どもたちの自主的な学びの場としての「放課後まなび教室」と、共働き世帯等の昼間留守家庭児童の居場所としての「学童クラブ機能(ゆうゆうクラブ)」を同じ小学校内で緊密な連携の下に運営する事業です。

ゆうゆうクラブの登録される方は、ぜひ「放課後まなび教室」の登録もご検討ください。

4. 登録手続は？

★ 放課後まなび教室

<必要書類>

- 放課後まなび教室申請書

※ 書類等については、学校までお問合せください。

★ ゆうゆうクラブ

<必要書類>

- 放課後ほっと広場事業利用申請書
- 保護者の就労証明書等

<利用料金の減免を希望される世帯のみ>

- 放課後ほっと広場事業利用に係る利用料金減免申請書
- 減免に必要な挙証資料(源泉徴収票、課税証明書等)

※1 申請書類は京都市情報館からダウンロード(※2)していただくか、各放課後ほっと広場でもお渡しできますが、登録手続に係る詳細は、事業運営団体(TEL 682-6250(京都市学童保育所管理委員会))まで直接お問合せください。

※2 ホームページURL

右側の二次元コードからも閲覧のうえ、ダウンロードが可能です。



5. 費用は？

★ 放課後まなび教室

保険料 800円(年額)

※ その他、教材費等実費負担有

★ ゆうゆうクラブ

保険料 800円(年額)

利用料 0円～7,800円(月額)

※ 世帯の課税状況等により異なります。

※ その他、おやつ代、教材費等実費負担有

6. 運営団体は？

○放課後まなび教室

各放課後まなび教室実行委員会

○ゆうゆうクラブ

京都市学童保育所管理委員会（TEL 682-6250）

南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階

発行年月 令和6年12月

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル2階

電話：075-746-7610 FAX：075-251-2322

京都市印刷物 第063126号